



宮 崎 県 公 報

平成19年7月12日(木曜日) 第 1895 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更(4件).....(道路保全課) 1
- 道路の供用の開始(4件).....(") 2
- 浸水想定区域の指定(3件).....(河川課) 2

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告.....(税務課) 3
- 大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市町村の意見.....(地域産業振興課) 3
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

- 町村の意見.....(地域産業振興課) 3
- 生産出荷近代化計画の策定.....(農村園芸課) 3
- 落札者等の公告..... 4
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について(2件)..... 4
- 監査委員告示**
- 包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者..... 5
- 収用委員会告示**
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定..... 5
- 雑 報**
- 平成19年度行政書士試験の実施について..... 6

告 示

宮崎県告示第 602号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字大久保81番1地先から同郡同町同区山三ヶ同字81番1地先まで	旧	22.8 ~ 23.8	17.2
				新	60.6 ~ 66.6	

宮崎県告示第 603号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市庄内町 12632番1地先から同市同町 1 2656番1地先まで	旧	16.0 ~ 24.5	35.0
				新	19.5 ~ 36.0	

宮崎県告示第 604号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
42	県道	都城野尻線	都城市庄内町 12659番5地先から同市同町 1 2617番1地先まで	旧	11.9 ~ 12.1	98.5
				新	14.8 ~ 18.0	

宮崎県告示第 605号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字西川北字 春宮ノ下 6 00番 3 地先 から同市同 大字字大日 ノ前 771番 2 地先まで	旧	4.9 ~ 10.0	417.5
				新	13.0 ~ 26.5	417.5

宮崎県告示第 606号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡美 郷町西郷区 山三ヶ字大 久保81番 1 地先から同 郡同町同区 山三ヶ同字 81番 1 地先 まで	平成19年 7 月12日

宮崎県告示第 607号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧 島公園	都城市庄内 町 12632番	平成19年 7 月12日

		線	1 地先から 同市同町 1 2656番 1 地 先まで	
--	--	---	--------------------------------------	--

宮崎県告示第 608号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
42	県道	都城野 尻線	都城市庄内 町 12659番 5 地先から 同市同町 1 2617番 1 地 先まで	平成19年 7 月12日

宮崎県告示第 609号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年7月12日から平成19年7月26日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字西川北字 春宮ノ下 6 00番 3 地先 から同市同 大字字大日 ノ前 771番 2 地先まで	平成19年 7 月12日

宮崎県告示第 610号

水防法（昭和24年法律第 193号）第14条第 1 項の規定により大淀川水系八重川及び大谷川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 611号

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第 1 項の規定により市木川水系市木川、本城川水系本城川及び福島川水系福島川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県串間土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 612号

水防法(昭和24年法律第 193号)第14条第 1 項の規定により五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川及び三ヶ所川に係る浸水想定区域を指定し、及び当該区域が浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県西臼杵支庁土木課において一般の縦覧に供する。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公 告

宮崎県税条例施行規則(昭和39年宮崎県規則第 3 号)第96条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
200 ℓ 券
- 2 用途
農業
- 3 記号及び番号
H5700154~H5700169
- 4 有効期間
平成19年 4 月20日から平成20年 4 月19日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
児湯農業協同組合新富給油所
- 6 紛失年月日
平成19年 6 月20日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351- 2 外
- 2 意見の概要
当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第4条により指針を満たしているので、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所

(2) 期間

平成19年 7 月12日から平成19年 8 月13日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス志比田店
都城市志比田町5625番 1 外

2 意見の概要

当該店舗の新設届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第4条により指針を満たしているため、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働事務所、宮崎県都城商工労働事務所及び宮崎県延岡商工労働事務所

(2) 期間

平成19年 7 月12日から平成19年 8 月13日まで

野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第 103号)第 8 条第 1 項の規定により生産出荷近代化計画をたてたので、その概要を次のとおり公表する。

平成19年 7 月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 生産出荷近代化計画をたてた野菜指定産地名、その区域及び指定野菜の種別

- (1) 野菜指定産地名 尾鈴
- (2) 野菜指定産地の区域 川南町、都農町の区域
- (3) 指定野菜の種別 冬レタス

2 作付面積、生産数量、出荷数量等

区 分	作付面積	10アール 当たり収 量	生産数量	裁 培 農家数	出荷数量
現 況 (平成 17年)	34.0ヘク タール	2,353キ ログラム	800トン	40戸	736トン
目 標 (平成 22年)	42.0ヘク タール	2,440キ ログラム	1,025ト ン	33戸	900トン

3 生産の近代化

生産組織を充実し、計画的な播種・定植・収穫を行なうことにより省力化を図り、秋冬野菜の安定的な出荷を確立する。

4 出荷の近代化

真空予冷施設・貯蔵施設を備えた集出荷施設を設置し、コールド

チェーンの確立により、契約先への安定出荷に努める。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年7月12日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 随意契約に係る調達件名及び数量
総合文書管理システム用機器賃貸借及び保守業務等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部総務課文書担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎1丁目11番2号
 - (2) 日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
41,945,400円
- 6 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号に該当

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第16号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成19年7月12日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	2級	平成19年10月16日午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

- 2 実施場所
宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター
- 3 定員
30人
- 4 受検資格
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 5 検定申請手続き
 - (1) 受付期間、時間
平成19年9月3日(月)から9月14日(金)まで(土、日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
 - (2) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警

察署(郵送による提出は認めない。)

- (3) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
 - ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
 - エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
 - オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状
- 6 手数料
検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。
納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。
- 7 検定の方法等
学科試験及び実技試験により行う。
なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。
また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (1) 学科試験の内容
 - ア 警備業務に関する基本的な事項。
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験の内容
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 8 その他
 - (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係(電話番号0985-31-0110内線3024、3051)に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第17号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成19年7月12日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

- 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
施設警備	1級	平成19年10月17日午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までに済ませること。

と。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1
宮崎県建設技術センター

3 定員

30人 (鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。) 第 8 条第 1 号に該当する者
- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

5 検定申請手続き

(1) 受付期間、時間

平成19年 9 月 3 日(月)から 9 月14日(金)まで (土、日曜日を除く。)
の午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署 (郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1 通
- イ 住所地を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 施設警備 2 級検定合格証明書の写し及び施設警備 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者)
- カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項。
- イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係 (電話番号 0985-31-0110 内線 3024、3051) に行うこと。

監査委員告示

監査委員告示第 2 号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 252条の32第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年 7 月12日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄

宮崎県監査委員 石 井 浩 二

宮崎県監査委員 水 間 篤 典

宮崎県監査委員 萩 原 耕 三

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
川 島 秀 文	宮崎市広島 1 丁目15番24号
當 房 慶 太	宮崎市松橋 2 丁目12番17号 ヴィラ K' S 407号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成19年 7 月 2 日から平成20年 3 月31日まで

雑 報

平成19年度行政書士試験の実施について

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された平成19年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

平成19年7月12日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池ノ内 祐司

1 試験期日

平成19年11月11日(日) 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

宮崎県立宮崎工業高等学校(宮崎市天満町9-1)

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士 関し必要 (出題46題)	の憲業法務、に行政法(行政法 関し必要 (出題46題)の一般的行政手続法、行政不服 審査法、地方自治法及び基 礎法、宮崎県地域生活部 市町村課、県内各市役所及び町村 役場 れ(2)インターネットによる受験申込み
行政書士 関連する 等(出題数1)	の政業治務・に経済・社会、情 報通信・個人情報保 らインターネット出願画面に接 続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してくだ

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

* 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで

イ 受付場所

財団法人行政書士試験研究センター(東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館1階)

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月7日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式(配布場所については、オをご覧ください。)

エ 受験手数料

7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

(ア) 配布期間

平成19年8月6日(月)から8月31日(金)まで

(イ) 配布方法

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。ただし、8月31日必着のこと。

郵便番号100-8779 東京中央郵便局留
財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

(ア) 配布期間

平成19年8月6日(月)から9月7日(金)まで

(イ) 配布場所

財団法人行政書士試験研究センター、宮崎県行政書士試験研究センター、宮崎県地域生活部市町村課、県内各市役所及び町村役場

ア 受験申込み画面への入力

財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyoset-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してくだ

さい。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料 (7,000円) の払込みはクレジットカード (申込者本人名義のものに限る。) による決済のみとなります。

② 利用できるクレジットカード

VISA・Master・UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

① 平成19年8月6日 (月) 午前9時から9月4日 (火) 午後5時まで

この出願システムは、9月4日 (火) 午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中 (入力中) であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。

② 最終日 (9月4日) は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置 (点字試験を含む。) を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

平成20年1月28日 (月) 午前9時

(2) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号が掲載されます。

7 その他

詳細については、財団法人行政書士試験研究センター (電話：03-5251-5600)、宮崎県行政書士会 (電話：0985-24-4356) 又は宮崎県地域生活部市町村課 (電話：0985-26-7116) にお問い合わせください。